

山梨県環境保全審議会の審議事項等について

山梨県環境保全審議会の設置根拠・担当事務

山梨県環境保全審議会（以下、「審議会」）は、附属機関の設置に関する条例に基づく附属機関¹であり、その担当事務は自然環境保全法及び環境基本法により規定された事項の調査審議²等です。（参照：別紙「設置根拠・担当事務」）

- 1 附属機関とは...法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関（地方自治法第202条の3）のこと。
- 2 調査審議とは...物事の実態・動向などを明確にするために調べ（調査）検討し、そのものよしあしなどを決める（審議）こと。

所 掌 事 項

本審議会において取り上げる議題は、次の2つに大別されます。

（１）審 議 事 項

あらかじめ法律及び県条例において審議会から意見を聴取するよう規定されている事項について、調査審議いただきます。（参照：別紙「所掌事項（審議事項）」）

県からの審議会への諮問に基づき、審議会において委員の皆様には様々な見地から御審議いただき、その結果を答申いただきます。

なお、審議会には、専門的な事項を調査審議するために、鳥獣部会、温泉部会、廃棄物部会、地球温暖化対策部会の4つの部会を置いています。部会の審議結果は、審議会において部会長から報告され、審議会での審議を経て、議決されます。

（参照：別紙「部会」）

（２）報 告 事 項

県条例や計画において審議会への報告が規定されている事項について、県からの報告を受けます。（参照：別紙「所掌事項（報告事項）」）

上記以外の情報提供

上記の審議事項や報告事項の様に法律や条例等の根拠はありませんが、審議会の場をお借りして、県の環境行政に関わる情報について、委員の皆様にお知らせしています。

また、年2、3回の審議会開催時期の合間にお知らせする情報が出てきた際は、随時郵送等により情報提供させていただきます。

情報提供事項 （例）

- 公共用水域及び地下水の水質測定結果
- 大気汚染状況の常時監視結果
- 県において新たに策定した環境関連の計画・方針・指針 等

設置根拠・担当事務

自然環境保全法

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)
第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。
2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

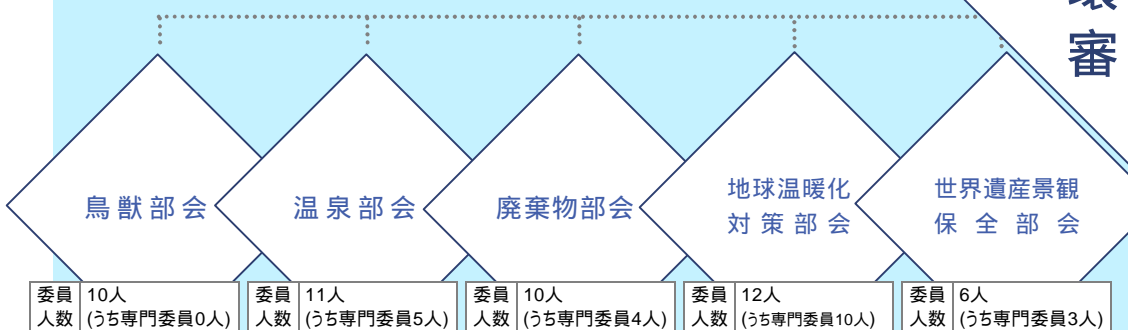
環境基本法

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)
第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。
2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

山梨県環境保全審議会の担当事務

(山梨県附属機関の設置に関する条例別表第二)
自然環境保全法第五十一条第二項の規定による自然環境の保全並びに鳥獣の保護繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議並びに環境基本法第四十三条第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務

部会



- 鳥獣保護管理事業計画の策定
第一種特定鳥獣保護計画
第二種特定鳥獣管理計画
狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関する事。
新たな鳥獣保護区の設定に関する事。
特別保護区の指定に関する事。
猟区の維持管理事務の委託に関する事。
温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関する事。
温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関する事。
温泉採取の制限に関する事。
廃棄物処理計画の策定に関する事。
地球温暖化対策実行計画の策定に関する事。
自然環境保全地区(世界遺産景観保全地区に限る。以下同じ。内における行為の禁止等に関する事。
自然環境保全地区内において事業を行う者等への助言又は勧告に関する事。
自然環境保全地区内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関する事。

担当事務(運営規程別表)

部会は、別表に掲げる事項及びその関連事項を担任(運営規程第2条第1項)
部長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告する(運営規程第4条第1項)
審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する(運営規程第4条第2項)

所掌事項(審議事項)

自然環境保全法関連

温泉法
・温泉掘削の許可をしようとするとき
・他に影響を及ぼす、公益を害する等の許可の判断をするとき
・温泉掘削の許可を取り消そうとするとき
・許可を受けた者に公益上必要な措置を講ずべきことを命ずるとき
・温泉の増掘、動力の装置の許可をしようとするとき
・温泉採取の制限をしようとするとき

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

・鳥獣保護管理事業計画を定め、又は変更しようとするとき
・第一種特定鳥獣保護計画を定め、又は変更しようとするとき
・第二種特定鳥獣管理計画を定め、又は変更しようとするとき
・狩猟鳥獣の捕獲を禁止又は制限しようとするとき
・特定鳥獣に係る特例
・鳥獣保護区、特別保護地区を指定又は変更(拡大)をしようとするとき
・地方公共団体の設定する猟区内の狩猟鳥獣の生育・繁殖施設の管理を委託する者を指定しようとするとき

環境基本法関連

- 大気汚染防止法
・指定ばい煙総量削減計画を定めようとするとき
・当該計画を変更しようとするとき
公害防止事業費事業者負担法
・山梨県が、公害防止事業に係る費用負担計画を定めようとするとき
・山梨県が、当該計画を変更しようとするとき
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
・農用地土壌汚染対策地域を指定しようとするとき
・当該地域の指定を解除しようとするとき
・農用地土壌汚染対策計画策定に際し同意を得ようとするとき
・当該計画の変更を申請しようとするとき
水質汚濁防止法
・公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止に関する重要事項
審議会は知事に意見を述べることができるとの規定。
重要事項:上乗せ排水基準の設定、測定計画の作成、水質環境基準類型のあてはめ等
ダイオキシン類対策特別措置法
・ダイオキシン類の総量削減計画を定めようとするとき
・ダイオキシン類土壌汚染対策地域を指定しようとするとき
・当該地域の指定の変更又は解除しようとするとき
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・廃棄物処理計画を策定又は変更しようとするとき

県条例関連

- 山梨県環境基本条例
・環境基本計画を定めようとするとき、変更しようとするとき
山梨県地球温暖化対策条例
・地球温暖化対策実行計画を策定、変更しようとするとき
山梨県生活環境の保全に関する条例
次の事項を定めようとするとき、変更し、廃止しようとするとき
・指定工場、特定施設、特定建設作業の規定
・上乗せ排水基準
・ばい煙等の規制基準
・環境基準
・地域公害防止計画
・廃棄物総合計画の策定
山梨県希少野生動植物種の保護に関する条例
・希少野生動植物種保護基本方針を定めようとするとき、変更しようとするとき
・指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種を指定、解除しようとするとき
・生息地等保護区を指定、解除しようとするとき
・指定希少野生動植物種の保護管理事業計画を定めるとき、変更するとき
山梨県自然環境保全条例
・自然環境保全基本方針及び自然環境の基準を策定するとき
・自然環境保全地区等を指定しようとするとき
・自然環境保全地区等の区域の変更又は指定の解除をしようとするとき
・保全計画の決定、廃止及び変更をしようとするとき
・届出を要する行為の禁止等の処分をしようとするとき
・自然環境保全地区等内において事業を行う者等に対して、勧告等を行おうとするとき
・自然環境保全協定を締結しようとするとき
山梨県立自然公園条例
・公園区域を定めて指定しようとするとき
・公園の指定を解除し、又はその区域を変更しようとするとき
・公園計画を決定しようとするとき
・公園計画を廃止し、又は変更しようとするとき
・公園事業を決定、廃止又は変更しようとするとき

知事の諮問に基づくその他の審議事項

県土の環境保全に関して基本的な方向付けを行う条例・制度や構想、計画など

山梨県環境保全審議会

Table with 2 columns: 委員の定数 (30人以内), 委員の要件 (学識経験のある者, 関係行政機関の職員), 委員の任期 (2年)

(山梨県附属機関の設置に関する条例別表第二)

所掌事項(報告事項)

県条例関連

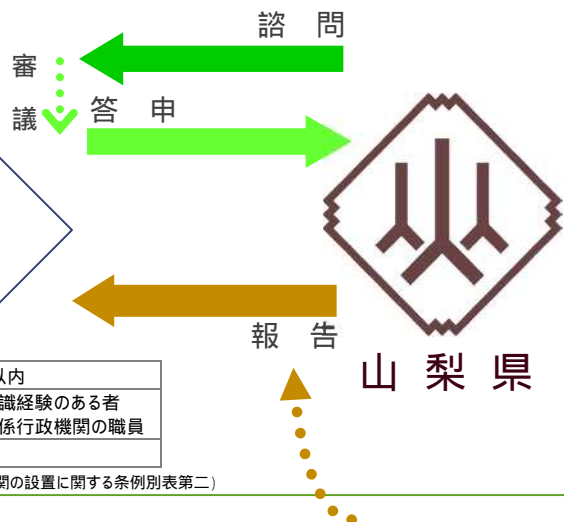
山梨県地球温暖化対策条例
・地球温暖化対策の実施状況の年度毎の報告

県計画関連

第2次山梨県環境基本計画
・目標の達成状況及び施策事業の実施状況についての点検・評価の結果報告

山梨県地球温暖化対策実行計画
・温室効果ガスの排出状況等を把握し、報告(地球温暖化対策条例第9条の規定に基づく)

第3次山梨県廃棄物総合計画
・目標の達成状況や施策事業の実施状況等について報告



山梨県環境保全審議会関連規定

(根拠法令、附属機関の設置に関する条例等)

環境基本法

自然環境保全法

山梨県附属機関の設置に関する条例(抜粋)

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(抜粋)

山梨県環境保全審議会運営規程

環境基本法

(都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

自然環境保全法

(都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関)

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。

3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

山梨県附属機関の設置に関する条例（抜粋）

第1条 この条例は、法令又は他の条例に別に定めのあるものを除くほか、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項に規定する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

第3条 次の各号に掲げる審議会その他の合議制の機関又は協議会として、当該各号に掲げる附属機関を設置する。

六 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第五十一条第一項及び環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十三条第一項の審議会その他の合議制の機関 山梨県環境保全審議会

2 法令及び前項の規定により設置される附属機関の担任する事務は、別表第二の担当事務欄に掲げるとおりとする。

第4条 附属機関は...委員の定数欄に掲げる数の委員(30人以内)で組織する。

2 委員は...委員の要件欄に掲げる者(一学識経験のあるもの 二関係行政機関の職員のうちから、知事...が...委嘱する。

3 委員の任期は...委員の任期欄に掲げるとおり(2年)とする。

4 附属機関に、規則...で定めるところにより...専門委員...を置くことができる。

5 特別(専門)委員は...知事が...委嘱する。

第5条 附属機関に、規則で定めるところにより、会長...及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、附属機関を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 (略)

第6条 附属機関の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、規則で定める場合を除くほか、委員の二分の一以上が出席しなければ、開くことができない。

条例施行規則第五条により本審議会の定足数は「過半数」(16名)

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7条 附属機関に、規則で定めるところにより、部会又は小委員会をおくことができる。

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関の担当事務、組織及び運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第二(第三条、第四条関係)

知事の附属機関

.....

附属機関	山梨県環境保全審議会
担当事務	自然環境保全法第五十一条第二項の規定による自然環境の保全並びに鳥獣の保護繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議並びに環境基本法第四十三条第一項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務
委員の定数	30人以内
委員の要件	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員
委員の任期	2年

山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(抜粋)

第1条 この規則は、山梨県附属機関の設置に関する条例(昭和六十年山梨県条例第三号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 条例第四条第四項及び第五項の規定により特別委員を置く附属機関並びに当該附属機関に置かれる特別委員の種別、要件及び担当事務は、次の表のとおりとする。

附属機関	特別委員	特別委員の要件	特別委員の担当事務
山梨県環境保全審議会	専門委員	一 学識経験のある者 二 関係行政機関の職員	専門の事項について調査審議すること。

2 特別委員は、当該特別の事項等の調査審議等が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

第4条 ...附属機関(...)に会長...を置く。

2 副会長を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる副会長の定数は、次の表のとおりとする。

附属機関	副会長の定数
山梨県環境保全審議会	一人

第5条 ...次の表の附属機関欄に掲げる附属機関の会議について、同表の定足数欄に掲げる数の委員が出席しなければ開くことができない場合とする。

附属機関	定足数
山梨県環境保全審議会	過半数

第6条 ...部会又は小委員会を置く附属機関及び当該附属機関に置かれる部会又は小委員会は、次の表のとおりとする。

附属機関	部会又は小委員会
山梨県環境保全審議会	部会

2 部会又は小委員会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

第12条 附属機関の庶務は、別に定めるところにより、処理する。

第13条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が当該附属機関に諮つて定める。

山梨県環境保全審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県附属機関の設置に関する条例施行規則(昭和60年山梨県規則第8号、以下「規則」という。)第13条に基づき、山梨県環境保全審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 規則第6条第1項に規定する部会は、別表のとおりとし、当該各欄に掲げる事項及びその関連事項を担当するものとする。

2 部会の委員は、審議会委員と専門委員で構成する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故あるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(部会の会議)

第3条 部会の会議は、会長が招集し、部会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(世界遺産景観保全部会の会議の特例)

第4条 前条の規定にかかわらず、緊急その他やむを得ない理由があるときは、世界遺産景観保全部会は、部会長の認めるところにより、持ち回り審議をもって決議を行うことができる。

(審議会への報告)

第5条 部会長は、部会で審議・調査した結果を審議会に報告するものとする。

2 審議会は、当該部会での審議・調査結果について、審議し、議決する。

(部会の決議)

第6条 会長が審議会を開催する暇がないと認めるとき、又は、災害等不測の事態により審議会を開催できないときは、会長の同意を得て、部会の議決を審議会の議決とすることができる。

2 会長は、前項の規定により、部会の議決を審議会の議決とした場合においては、次の審議会においてこれを報告し、その承認を求めなければならない。

(会議の公開)

第7条 審議会及び部会は、公開とする。ただし、公開することにより、法人その他の団体又は、個人の権利や正当な利益を害する恐れがあるときは、審議会又は部会の議決により非公開とすることができる。

(庶 務)

第 8 条 審議会の庶務は、森林環境部において処理する。ただし、地球温暖化対策部会の庶務は、エネルギー局において処理する。

(その他)

第 9 条 会長は、必要と認めるときは、審議会委員又は専門委員以外の者を会議に出席させて、意見を述べさせ、又は説明させることができる。

第 10 条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長又は部会長が定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 11 月 10 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 9 月 7 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。

別 表

部会名	担 任 事 務
鳥獣部会	鳥獣保護管理事業計画の策定に関する事 第一種特定鳥獣保護計画に関する事 第二種特定鳥獣管理計画に関する事 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限に関する事 新たな鳥獣保護区の設定に関する事 特別保護区の指定に関する事 猟区の維持管理事務の委託に関する事
温泉部会	温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可・不許可の処分に関する事 温泉の掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分に関する事 温泉採取の制限に関する事
廃棄物部会	廃棄物処理計画の策定に関する事
地球温暖化対策部会	地球温暖化対策実行計画の策定に関する事
世界遺産景観保全部会	自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。）内における行為の禁止等に関する事 自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。）内において事業を行う者等への助言又は勧告に関する事 自然環境保全地区（世界遺産景観保全地区に限る。）内において事業を行う者等との自然環境保全協定の締結に関する事